

半島振興法の延長及び充実に関する意見書

国において重要な役割を果たしている半島地域は、三方が海に囲まれ、平地に恵まれず、国土利用の面における制約から、交通基盤、産業基盤、生活環境及び通信体系の整備等について他の地域に比較して低位にあり、人口減少や高齢化の進行、漁業や農業をはじめ、産業の衰退など多くの課題を抱えている。

このような半島地域の自律的発展、地域住民の生活の向上及び定住の促進を図るため、昭和60年に半島振興法が制定され、3度の延長と改正を経て今日に至っている。

そのような中、令和6年1月に発生した能登半島地震は、震災の甚大さに加え、陸地の大部分を中山間地が占めるという地形的特質により災害支援の遅れが発生している。

また、本市では、本年7月の大雨により、半島地域にある主要地方道大社日御碕線が崩落し、日御碕地区の500人を超える住民が孤立する事態となり、改めて半島地域のおかれた厳しい現実を強く認識する契機となった。

これらの地域においては、これからも住民が住み続け、その生命財産の安全と安心を守ることができる環境の整備が何よりも求められており、その地理的不利性を克服する社会基盤の整備や自律的発展の取組を支援する立法措置の充実が不可欠である。

よって、国におかれては、令和7年3月に期限を迎える半島振興法を延長するとともに、半島地域の住民が安心して暮らせるよう、防災・減災対策の充実、道路網の整備、地域資源を活用した産業振興施策の充実等、半島振興のための取組の強化について要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024）9月30日

出雲市議会